

横浜市自動車臨時運行許可事務取扱要綱

制 定 平成 15 年 3 月 24 日

市 区 第 137 号

最近改正 令和 4 年 11 月 22 日

市 区 第 227 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「規則」という。）第 20 条及び区長委任規則（平成 6 年横浜市規則第 63 号）第 7 項第 1 号の規定に基づき、自動車の臨時運行許可に関し必要な事項を定める。

(許可申請)

第 2 条 臨時運行の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、車両ごとに次に掲げる書類を必ず提示し、臨時運行許可申請書を区長に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする自動車の自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の原本
- (2) 許可を受けようとする自動車の車名、形状、車台番号及び同一性が確認できる書類

(提示書類)

第 3 条 前条第 2 号の書類とは、次の各号に定めるものとする

- (1) 自動車検査証（限定自動車検査証）
 - (2) 製作証明書
 - (3) 譲渡証明書
 - (4) 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）
 - (5) 自動車通関証明書
 - (6) 完成検査終了証
 - (7) 登録事項等証明書
 - (8) 自動車予備検査証
 - (9) 排ガス検査修了証
 - (10) 輸入車特別取扱自動車届出済証
 - (11) 自動車検査証返納証明書
 - (12) 車台番号の拓本
 - (13) その他、自動車の同一性を確認できる書類
- 2 区長は、許可申請にあたり、必要と認めるときは、申請者に対して、その者の住所、氏名など申請内容について確認できる資料（自動車運転免許証等）の提示を求めることができる。

(申請日)

第4条 第2条に規定する許可の申請は、当該自動車の運行を開始しようとする日(以下「運行開始日」という。)にしなければならない。ただし、運行開始日が、横浜市の休日を定める条例(平成3年横浜市条例第54号)第1条に定める休日(以下「休日」という。)の場合、及び早朝からの使用等当日の申請では間に合わない場合は、区長は、前日(前日が休日の場合は、直前の開庁日)に申請を受け付けることとする。なお、運行開始日の前々日又はそれ以前に申請があった場合は、区長は、申請者から事前申請の理由を確認し、正当な理由があると認めるときは申請を受け付けることとする。

(許可基準)

第5条 臨時運行の許可は、次の各号に適合するものについて行う。

- (1) 許可を受けようとする自動車の種別が法第58条及び規則第35条の2の検査対象外軽自動車及び特殊自動車でないこと。
- (2) 許可を受けようとする自動車が道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に定める制限を越える場合は、保安上支障がないことについて地方運輸局長の認定を受けていること。
- (3) 運行の目的が次のいずれかに該当すること。
 - ア 新規登録・検査をするとき
 - イ 継続検査をするとき
 - ウ 自動車登録番号標を紛失又はき損した場合において、新たにその取付けをするとき(再封印)
 - エ 自動車を製造、販売又は陸送を業とする者が、販売又は引渡しをするとき
 - オ 自動車検査証の有効期間が満了した自動車を整備するために、整備工場に運ぶとき
 - カ 試運転を行おうとするとき
 - キ その他、区長が必要と認める場合
- (4) 運行の経路が前号の目的を達成するために適切であると認められること。
- (5) 運行の期間が真に必要な最少日数であると認められること。
- (6) 横浜市手数料条例(平成12年横浜市条例第32号)第2条第4号に定める手数料を納めていること。

(許可の有効期間)

第6条 区長は、臨時運行の許可を、有効期間を付して行う。

- 2 前項の有効期間は、次の表に定める日数を目安として、運行の目的を達するために真に必要な最少の日数とする。ただし、緩行車を長距離輸送するなど特別な事情があると認められる場合に限り、区長は、5日を超えて許可を行うことができる。

貸与日数の目安	目 的 地
3日以内	神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、静岡県
4日以内	上下記以外の場所
5日以内	北海道、九州地方（福岡県を除く）、高知県

(許可証・番号標の交付)

第7条 区長は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）に対し、規則第25条に定める臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を交付し、同条に定める臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を貸与しなければならない。

(返納期限)

第8条 許可を受けた者は、前条の許可証及び番号標を、第6条の許可の有効期間が満了した日から5日以内に区長に返納しなければならない。

(督促等)

第9条 許可を受けた者が前条の返納期限までに許可証及び番号標を返納しない場合は、区長は、許可証及び番号標を返納するよう、許可を受けた者に対し督促しなければならない。

2 前項の督促をしても、許可証及び番号標が返納されないときは、区長は、事務担当者をして、現地調査をさせるなど、その回収に努めなければならない。

(許可証の紛失)

第10条 許可を受けた者が許可証を紛失したときは、許可を受けた者は、自動車臨時運許可証亡失・紛失届を区長に提出しなければならない。

(番号標の紛失)

第11条 許可を受けた者が番号標を紛失したときは、許可を受けた者は、自動車臨時運行許可番号標紛失届（始末書）（以下「紛失届」という。）を区長に提出しなければならない。番号標2枚（1組）のうち1枚を紛失したときも同様とする。

(番号標の弁償)

第12条 区長は、許可を受けた者が番号標を紛失又は汚損・き損させた場合は、速やかに弁償を請求し、請求した日から1か月以内に番号標作製実費相当額を弁償させるものとする。

2 区長は、許可を受けた者が、番号標を返却しないため、やむなく次条第1項で定める公告を行い、許可を受けた者の所在が判明している場合には、番

号標作製実費相当額の弁償を速やかに請求し、請求した日から1か月以内に弁償させるものとする。

- 3 期限内に番号標作製実費相当額の納付がない場合は、督促状を送付する。督促状を送付しても、納付がない場合には、4半期に1度催告書を送付する。

(失効報告)

第13条 区長は、第11条の紛失届の提出があったとき又は許可を受けた者の所在不明等で番号標を回収することができなかつたときは、当該番号標の失効を公告するとともに、その旨を関東運輸局神奈川運輸支局に通知しなければならない。

- 2 区長は、番号標を失効処理した場合は、当該番号標番号、失効年月日、許可した者の住所、許可した者の氏名（法人場合は代表者名）、失効理由、失効公告の有無を市民局長へ報告しなければならない。

(汚損・き損報告)

第14条 区長は、汚損・き損により使用不能となった番号標について、番号標番号、汚損・き損年月日を市民局長へ報告しなければならない。

(番号標の管理)

第15条 区長は、番号標を自動車臨時運行許可番号標台帳（以下「台帳」という。）により管理し、常に保有組数を明確にしなければならない。

- 2 区長は、第11条の紛失届が提出された場合は、当該番号標を台帳から抹消する。
- 3 区長は、番号標は施錠のできる場所に保管し、その管理には十分に注意しなければならない。

(許可件数報告)

第16条 区長は、前年度末の番号標の保有組数、前年度の許可件数及び失効件数を市民局長へ報告しなければならない。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 12 月 1 日から施行する。